

# 新宿区駐車場整備計画の主な変更項目

## 1 駐車場整備地区の名称・位置及び範囲

前計画（平成6年）	⇒	現計画（平成23年）
名称：新宿区駐車場整備地区 ・新宿駅周辺地区 －東口周辺地区 －西口周辺地区 ・四ツ谷駅周辺地区 ・高田馬場駅周辺地区  (3地区、約309.6ha)		名称：（変更無し） ・飯田橋駅周辺地区を追加  *その他、都市計画法の改正、都市計画道路の供用等に伴う用途地域指定変更の反映等見直し  (4地区、約347.4ha)

## 2 計画の基本方針

前計画（平成6年）	⇒	現計画（平成23年）
・駐車施設の絶対量不足、蔓延する違法路上駐車への解消が課題 ・課題解決のため、将来駐車需要（予測）に対応する整備目標量を設定し、公民の分担による路外駐車場整備を促進  ⇒需要追従型の計画から・・・		・駐車施設は概ね充足したが、荷捌き・自動二輪車への対応、関連法令改正等への対応など新たな課題 ・社会情勢（人口減少・環境問題等）に伴い、まちづくりの方針は公共交通・歩行者重視へ変更 ・まちづくりと整合した駐車施策を総合的、計画的に推進  ⇒政策誘導型の計画へ

## 3 路外駐車場の整備目標量

前計画（平成6年）	⇒	現計画（平成23年）
・公共 約450台 ・民間 約1,850台 ・合計 約2,300台を整備目標に設定		<設定せず>  *駐車施設が概ね充足し、上位計画においても歩行者・公共交通を重視したまちづくりを示していることから、需要予測に対応する整備目標量はあえて設定しない

## 4 駐車場整備に関する施策

前計画（平成6年）	⇒	現計画（平成23年）
・附置義務制度による目的地側（民）の整備 ・駐車場整備基金の活用（民） ・公共性が高い場合には、都市計画駐車場の整備等により公共が積極的に関与（公） ・他、駐車場の有効利用方策および違法駐車防止策を併せて推進		・都市機能の更新を図る駐車場の戦略的な配置（新宿駅周辺地区等におけるフリンジ（外縁）部への駐車場配置・集約化） ・附置義務駐車場の隔地・集約化、駐車場の需給適正化（余剰供給量の有効活用）、新宿駅東西連携等の施策実施に資する地域ルール（仮称）の導入を検討 ・他、有効利用方策を併せて推進

## 5 荷さばき駐車対策、自動二輪車対策

前計画（平成6年）	⇒	現計画（平成23年）
<なし>		・荷捌き・自動二輪車への対応する駐車施設の公民協働した整備の促進 ・他、地域での共同利用の促進・案内誘導などの有効利用方策を併せて実施することを検討

## 6 その他

前計画（平成6年）	⇒	現計画（平成23年）
現計画		・観光バス・タクシー等対策検討 ・隣接区との連携の検討